

研究費の不正使用等の防止に関する規程

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
 - 第2章 不正使用等の防止に対する体制（第4条～第10条）
 - 第3章 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備（第11条・第12条）
 - 第4章 不正使用等に関する手続等（第13条～第31条）
 - 第5章 不正使用等防止計画の策定、実施等（第32条～第35条）
 - 第6章 情報の発信・共有化の推進（第36条・第37条）
 - 第7章 雑則（第38条）
- 附則

第1章 総 則

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会（以下「協会」という。）における研究費の不正使用等の防止に関する措置及び不正使用等が発生した場合等に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）外部資金 競争的資金を中心とした公募型の研究資金、補助金、助成金、委託費等の外部から受ける研究のための資金をいう。
- （2）研究費 競争的研究資金、補助金・助成金・委託費等の外部資金及び会費収入（試験研究の実施に使用されるものに限る。）をいう。
- （3）不正使用 故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は外部資金の交付の内容やこれに付された条件に違反した使用をいう。
- （4）不正受給 偽りその他不正な手段により研究費を受給することをいう。
- （5）不正使用等 不正使用及び不正受給をいう。
- （6）配分機関 外部資金を配分する機関、協会が委託を受けて試験研究を行う場合における当該試験研究を委託した機関など外部資金を交付する機関をいう。
- （7）役職員等 役職員及び役職員以外の者であって、協会の業務を行う者（協会からの委託により協会の業務を行う者を除く。）をいう。
- （8）研究費関係役職員等 研究費の運営及び管理に関わる全ての役職員等をいう。

(9) 事業年度 4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。

(役職員等が遵守すべき事項)

第3条 役職員等は、協会に働く者としてその責任を自覚し、不正使用等を自ら行い、不正使用等に荷担し、及び周りの者に対して不正使用等をさせてはならない。

第2章 不正使用等の防止に対する体制

(不正使用等の防止に関する責任者の設置)

第4条 不正使用等の防止に対する適切な対応を図るため、協会に最高管理責任者、総括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス副推進責任者を置く。

(最高管理責任者)

第5条 理事長は、最高管理責任者として、協会における研究費の運営及び管理に関する事務を統括し、研究費の運営及び管理について最終責任を負う。

(統括管理責任者)

第6条 統括管理責任者は、専務理事とし、最高管理責任者を補佐し、不正使用等の防止対策の策定、実施等並びに協会における研究費の運営及び管理に関する事務を統括する。

(コンプライアンス推進責任者)

第7条 コンプライアンス推進責任者は、競争的資金等を受託した事業部長等とし、当該事業の実質的な責任と権限を持ち研究費の運営及び管理に関する事務を行うとともに、当該事業に係る全ての役職員等に対し、研究費の運営及び管理に関する教育等を行う。

(コンプライアンス副推進責任者)

第8条 コンプライアンス副推進責任者は、総務部長とし、コンプライアンス推進責任者を補佐し、研究費の運営及び管理に関する事務を行うとともに、役職員等に対し、研究費の運営及び管理に関する教育等を行う。

(受付窓口の設置)

第9条 協会に、不正使用等に関する協会内外からの通報及び相談を受け付ける受付窓口を置く。

2 受付窓口は、総務部長とし、協会内外からの通報及び相談を受け付ける。

(不正使用等の防止に対する体制等の公表)

第10条 理事長は、次に掲げる事項を速やかに公表する。これらを変更したときも同様とする。

- (1) 最高管理責任者、総括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者の役職及び連絡先
- (2) 受付窓口の場所、連絡先並びに通報及び相談の方法

第3章 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(研修の実施等)

第11条 コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス副推進責任者(以下「コンプライアンス推進責任者等」という。)は、不正使用等を防止するため、毎事業年度、その担当する事業の研究費関係役員等に、自身が取り扱う研究費の使用ルールやそれに伴う責任、どのような行為が不正使用等に当たるのかなどをしっかりと理解させるための研修を実施するとともに、その受講者の理解度を調査しなければならない。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、その事業年度中に行った研修等の実施状況(コンプライアンス副推進責任者が実施した分を含む。)を、別紙様式1の実施状況報告書より、翌事業年度4月30日までに、統括管理責任者に報告するものとする。
- 3 統括管理責任者は、前項の規定により報告があった実施状況を取りまとめ、理事長に報告するものとする。

(誓約書の提出)

第12条 コンプライアンス推進責任者等は、不正使用等を防止するため、研究費関係役員等に対し、別紙様式2の誓約書の提出を求めるものとし、研究費関係役員等はこれを提出しなければならない。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、前項の規定により提出すべき誓約書を提出しなかった研究費関係役員等に対し、必要に応じて、研究費の運営及び管理に関わらせないなどの措置を講ずることができる。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、一定の取引実績(回数、金額等)や協会におけるリスク要因・実効性等を配慮した上で必要に応じて取引業者に対し、以下の事項を盛り込んだ別紙様式3の誓約書の提出を求めるものとする。
 - (1) 協会の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
 - (2) 内部監査・その他調査等において、取引帳簿等の閲覧・提出等の要請に協すること。
 - (3) 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。

(4) 職員から不正な行為の依頼があった場合には通報すること。

第4章 不正使用等に関する手続等

(通報)

第13条 誰でも、役職員等（その者が退職等により役職員等でなくなった場合を含む。）の不正使用等を発見したとき、若しくは不正使用等があると考えに至ったとき、又は自らの不正使用等を申し出るときは、書面、電話、FAX、電子メール又は面談等により、受付窓口に通報することができる。

2 前項の通報は、顕名によるものとし、次に掲げる事項について明示しなければならない。

(1) 不正使用等を行ったとする役職員等の氏名又はグループ（事業）の名称

(2) 不正使用等の態様、時期等及び事案の内容

(3) 不正使用等とする合理的理由

3 受付窓口は、受付窓口に通報があったときは、その内容を確認し、通報内容に不備があるときは、当該通報を行った者（以下「通報者」という。）に対し、当該不備について補正を求めることができる。

4 受付窓口は、通報の意思を明示しない相談を受けたときには、その内容に応じ、通報に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、当該相談をした者に対して通報の意思があるか否かを確認するものとする。なお、これに対して通報の意思表示がなされない場合にも、理事長の判断で当該事案の調査を開始することができるものとする。

5 受付窓口は、通報の内容が協会が実施する試験研究に係るものでない場合は、当該試験研究を実施する機関に当該通報を回付するものとする。

6 受付窓口は、通報を受け付ける際には、通報の内容及び通報者の秘密を守るため適切な措置を講じなければならない。

7 受付窓口は、通報を受けた際には、その内容を当該事業のコンプライアンス推進責任者に速やかに報告しなければならない。ただし、その内容に当該事業のコンプライアンス推進責任者が含まれる場合には、統括管理責任者に報告しなければならない。

(相談)

第14条 役職員等は、不正使用等についての疑問又は悩み等があるときは、受付窓口に相談することができる。

2 受付窓口に相談があったときは、その内容について確認を行った上で、当該相談を行った役職員等（以下「相談者」という。）に対し適切な助言等を与えることにより、当該相談に係る問題等を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。

- 3 受付窓口は、相談を受け付ける際には、相談の内容及び相談者の秘密を守るため適切な措置を講じなければならない。
- 4 受付窓口は、相談を受けた際には、その内容を当該事業のコンプライアンス推進責任者に速やかに報告しなければならない。ただし、その内容に当該事業のコンプライアンス推進責任者が含まれる場合には、統括管理責任者に報告しなければならない。

(悪意に基づく通報の禁止)

第15条 通報をしようとする者は、悪意（被通報者を陥れるため、被通報者が行う試験研究を妨害するためなど、専ら被通報者に何らかの損害を与えること、又は被通報者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。）に基づく通報をしてはならない。

(通報の取扱い)

- 第16条 通報は、原則として、顕名により行われ、第13条第2項各号に掲げる事項が全て示されているもののみ受け付けるものとする。
- 2 受付窓口は、匿名による通報があった場合において、当該通報の内容を裏付ける証拠が添付されているなど当該通報の信憑性が高いと認めるときには、これを受け付けることができるものとする。なお、この場合において、通報者の氏名等が判明したときは、その後は顕名による通報者として取り扱うものとする。
 - 3 受付窓口は、通報を受け付けたときは、通報を受けた当該事業のコンプライアンス推進責任者及び統括管理責任者に報告しなければならない。
 - 4 統括管理責任者は、前項の報告を受けたときは、速やかに当該報告を受けた通報の内容を確認し、当該通報を受理するか否かについての案及びその理由を添えて、理事長に報告するとともに、理事会に諮るものとする。
 - 5 理事長は、前項の規定により理事会において当該通報の受理又は不受理が決定されたときは、その決定の内容（不受理の決定にあつては、その旨及びその理由）を通報者（匿名による通報者を除く。以下同じ。）に通知する。なお、当該通報を受理することと決定された場合において、当該通報に協会以外の機関等の者に関する不正使用等の内容が含まれており、調査を円滑に進める上で必要があると認めるときは、当該協会以外の機関等に併せて通知することができる。
 - 6 理事長は、受理を決定した通報については、当該通報に係する役職員等に対し、その保有する資料等の保全を命ずることができる。

(通報者及び被通報者の取扱い)

第17条 理事長は、受付窓口寄せられた通報の通報者及び被通報者の氏名及び所属、

通報内容並びに調査内容について、調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底する。

- 2 理事長は、調査事案が漏洩した場合、通報者及び被通報者の了解を得て、調査中であっても、調査事案について公に説明することができる。ただし、通報者又は被通報者の責により漏洩した場合は、本人の了解は不要とする。
- 3 理事長は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に通報者に対し、懲戒処分等を行わない。
- 4 理事長は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、被通報者の研究活動を全面的に禁止し、又は被通報者に対する懲戒処分等を行わない。

-

(予備調査)

第18条 統括管理責任者は、第16条第5項の規定により通報の受理が決定されたときは、当該通報内容の合理性及び調査可能性等についての調査（以下「予備調査」という。）を行う。この場合において、統括管理責任者は、当該通報に協会以外の機関等の者に関する不正使用等の内容が含まれており、調査を円滑に進める上で必要があると認めるときは、当該協会以外の機関等と合同で予備調査を行うことができる。

- 2 統括管理責任者は、当該通報の受理が決定された日から原則として30日以内に予備調査の結果を取りまとめ、理事長に報告する。
- 3 理事長は、前項の報告を受けた後、速やかに、本格的な調査（以下「本調査」という。）を行うか否かを決定する。
- 4 理事長は、本調査を行うことを決定した場合には、その旨を通報者及び被通報者（予備調査の結果、被通報者以外の者で不正使用等に関わっていたと認められた者を含む。以下「被通報者等」という。）に通知するとともに、本調査への協力を求める。
- 5 理事長は、本調査を行わないことを決定した場合には、その旨を理由を付して通報者に通知する。

(調査委員会の設置)

第19条 理事長は、前条第3項の規定により本調査を行うことを決定したときは、当該本調査を行うことを決定した日から原則として30日以内に、当該事案について本調査を行わせるための調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

- 2 調査委員会の委員は、理事長が委嘱する外部有識者及び理事長が指名する役職員をもって構成する。なお、委員を委嘱する場合にあっては協会並びに通報者及び被通報者等と直接利害関係を有しない者と、委員を指名する場合にあっては通報者及び被通報者等と直接利害関係を有しない者としなければならない。
- 3 調査委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、当該調査委員会の委員の中から

理事長が指名する。

- 4 調査委員会が必要と認める場合には、その指揮の下に、具体的な調査を行う調査員（以下「調査員」という。）を置くことができる。
- 5 調査員は、役職員の中から理事長が指名する。
- 6 調査委員会は、本調査の実施に際し、通報者及び被通報者等その他関係者に必要な協力を求めることができる。
- 7 理事長は、調査委員会を設置したときは、当該調査委員会の委員の氏名及び所属について、通報者及び被通報者等に通知する。

（調査委員会の構成委員に対する異議申立て）

第20条 通報者及び被通報者等は、前条第7項の規定により通知を受けた調査委員会の委員について異議があるときは、当該通知を受けた日から7日以内に理事長に対して異議申立てをすることができる。

- 2 理事長は、前項の規定により異議申立てがあった場合には、その内容を審査し、妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者等に通知する。

（本調査の決定に伴う一時的措置）

第21条 理事長は、本調査を行うことを決定したときは、原則として、認定手続の終了時までの間、被通報者等に対し、次に掲げる措置を講ずる。なお、これらの措置に影響しない範囲であれば、被通報者等の研究活動を制限しない。

- (1) 本調査の対象となる事案に係る研究費の使用の停止
- (2) 本調査の対象となる事案に関し証拠となりうる資料等の保全

2 前項の「認定手続の終了時」は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時とする。

- (1) 第23条第1項の規定により不正使用等が行われなかったと認定した場合（当該認定に係る通報が悪意に基づくものであると判明した場合を除く。）同条第5項の規定により通報者に当該認定について通知した時
- (2) 第23条第5項の規定により通知された認定の内容に対し第24条第1項の規定による異議申立てがなされなかった場合当該異議申立てをすることができる期間の満了した時
- (3) 第24条第1項の規定による異議申立てがなされた場合において、第25条第1項の規定により再調査を行わないことと決定したとき同条第2項の規定により被認定者（第24条第1項に規定する被認定者をいう。以下この項において同じ。）に当該決定について通知した時

- (4) 第24条第1項の規定による異議申立てがなされた場合において、第25条第1項の規定により再調査を行うことと決定したとき第26条第3項の規定により被認定者に再調査の結果を通知した時

(本調査の実施)

第22条 委員長は、調査委員会が設置されたときは、直ちに委員会を招集し、当該事案について本調査を開始する。

- 2 調査委員会は、通報に協会以外の機関等の者に関する不正使用等の内容が含まれており、調査を円滑に進める上で必要があると認めるときは、当該協会以外の機関等と合同で本調査を行うことができる。
- 3 本調査は、不正使用等に係る関係書類等の精査、関係者のヒアリング等により行うものとする。
- 4 本調査に際しては、被通報者等に弁明の機会を与えてその聴取が行なわれなければならない。
- 5 通報者及び被通報者等は、調査委員会から資料の提示、ヒアリング等を求められたときは、これらについて誠実に協力しなければならない。
- 6 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象となっている通報の通報者及び被通報者の氏名及び所属、通報内容並びに調査内容が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分配慮しなければならない。

(本調査の結果に基づく認定等)

第23条 調査委員会は、当該委員会が設置された日から原則として100日以内に調査した内容を取りまとめ、不正使用等が行われたか否かを認定するものとする。ただし、調査の過程で、その不正使用等の事実の一部が確認された場合において、当該一部について認定するものとする。

- 2 調査委員会は、本調査の結果、不正使用等が行われたと認定する場合は、その内容、不正使用等に関与した者とその関与の程度、不正使用等の相当額等について認定するものとする。
- 3 調査委員会は、本調査の結果、不正使用等が行われなかったと認定する場合であつて、調査を通じて通報が悪意に基づくものであると判明したときは、併せてその旨を認定するものとする。この場合において、調査委員会は、当該認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。
- 4 調査委員会は、前3項の認定を行ったときは、速やかに、当該認定の内容を理事長に報告しなければならない。
- 5 理事長は、前項の報告を受けたときは、その認定の内容を速やかに通報者及び被通報

者等に通知する。

- 6 理事長は、第3項の認定が行われた場合において、当該通報の通報者が役職員以外の者である場合は、当該認定を行ったことについて当該通報者が所属する機関に通知する。

(認定に対する異議申立て)

第24条 不正使用等が行われたと認定された被通報者等又は通報が悪意に基づくものであると認定された通報者（以下「被認定者」という。）は、前条第5項の規定により通知された認定の内容に異議があるときは、1回に限り、理事長に対し、異議申立てをすることができる。

- 2 理事長は、前項の規定により異議申立てがあったときは、速やかに調査委員会を招集し、当該異議申立ての審査を行わせる。ただし、当該異議申立ての趣旨が、調査委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合であつて、必要と認めるときには、当該調査委員会に代えて、他の者に審査させるものとする。

- 3 理事長は、第1項の規定により同項の被通報者等から異議申立てがあったときは、通報者にその旨通知する。

- 4 理事長は、第1項の規定により同項の通報者から異議申立てがあったときは、被通報者等にその旨を通知する。この場合において、当該通報者が役職員以外の者である場合にあつては、当該通報者が所属する機関にも併せてその旨を通知する。

(異議申立ての審査)

第25条 調査委員会（前条第2項ただし書の規定により他の者に審査させる場合にあつては、当該調査委員会に代わる他の者。以下同じ。）は、異議申立てについて、異議申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定し、理事長に報告するものとする。

- 2 理事長は、前項の規定により再調査を行わないことと決定した旨の報告を受けたときは、その旨を被認定者に通知する。

(再調査)

第26条 調査委員会は、異議申立てについて再調査を行うことを決定した場合には、被認定者に対し、その認定の内容を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

- 2 調査委員会は、異議申立てについて再調査を行うことを決定した場合は、当該決定をした日から原則として50日以内に、その認定の内容を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに理事長に報告する。

- 3 理事長は、前項の規定により報告を受けたときは、その結果を被認定者並びに通報者及び被通報者等に通知する。この場合において、通報が悪意に基づくものであると認定された被認定者が役職員以外の者である場合にあっては、当該被認定者が所属する機関等にも併せてその結果を通知する。

(認定に伴う被認定者に対する措置)

第27条 理事長は、通報のあった事案について、調査委員会において不正使用等が行われたとの認定が確定した場合は、当該認定に係る被認定者に対し、直ちに当該対象となる事案に係る研究費の使用中止を命ずる。

- 2 理事長は、前項の場合において、当該不正使用等が外部資金について行われたものである場合にあっては、当該外部資金に係る配分機関から当該不正使用等に係る措置について通知があったときは、その通知に従い措置を行うことができる。

- 3 理事長は、通報のあった事案について、調査委員会において不正使用等が行われなかったとの認定が確定した場合は、第21条第1項の規定により講じた措置を解除し、及び調査関係者（調査関係者以外の者に当該事案が漏洩している場合にあっては、当該調査関係者以外の者を含む。）に対して不正使用等が行われなかった旨を周知する。

- 4 理事長は、通報のあった事案について、調査委員会において不正使用等が行われたとの認定が確定した場合は、不正使用等の重大性、悪質性、個々の被認定者の不正使用等への具体的な関与の度合及び不正使用等が行われたと認定された研究費により実施されていた試験研究又は当該試験研究を実施したグループにおける立場等を総合的に判断し、その度合いに応じて、当該試験研究及び被認定者が実施する他の試験研究等について、その縮小又は中止等の措置を講ずることがある。

- 5 理事長は、調査委員会において不正使用等が行われたとの認定又は通報が悪意に基づくものであるとの認定が確定した場合は、必要に応じて次に掲げる措置を行う。

- (1) 当該認定に係る被認定者に対する告訴、告発、請求その他の必要な措置
- (2) 当該認定に係る被認定者が職員である場合には、職員就業規程第10章の懲戒、契約職員である場合には、契約職員就業規程第11章懲戒等に則る処分

(配分機関への通知等)

第28条 理事長は、通報の事案に係る不正使用等が外部資金について行われたものである場合には、当該事案に係る次に掲げる事項を、その決定等の都度、当該外部資金に係る配分機関に通知するものとする。

- (1) 第18条第3項の規定による本調査を行うか否かの決定に関する事項及び本調査を行うことと決定した場合のその調査方針、調査対象及び調査方法等に関する事項
- (2) 第23条第4項の規定による認定の内容についての調査委員会からの報告に関する

事項

- (3) 第24条第1項の規定による異議申立てに関する事項
 - (4) 第25条第1項の規定による再調査を行うか否かの決定についての調査委員会からの報告に関する事項
 - (5) 第26条第2項の規定による認定の内容を覆すか否かの決定についての調査委員会からの報告に関する事項
- 2 理事長は、通報の事案に係る不正使用等が、農林水産省以外の府省又は農林水産省所管国立研究開発法人以外の機関から受けた外部資金について行われたものである場合には、前項の規定にかかわらず、当該府省又は当該機関が定めるところにより、通知するものとする。
 - 3 理事長は、配分機関から調査の進捗状況の報告、通報の事案に係る資料の提出若しくは閲覧又は現地調査を求められたときは、調査に支障がある等正当な事由がある場合を除き、これに応じる。

(調査結果等の公表)

- 第29条 理事長は、調査委員会において不正使用等が行われたとの認定が確定した場合は、原則として、当該不正使用等に関与した者の氏名及び所属、不正使用等の内容、調査結果及びこれに伴い講じた措置等について速やかに公表する。ただし、公表することにより第三者に不利益が生じるおそれがある場合等公表しないことに合理的な理由があると認められる場合には、その全部又は一部を公表しないことができる。
- 2 理事長は、調査委員会において不正使用等が行われなかったとの認定が確定した場合は、(通報が悪意に基づくものであるとの認定が確定した場合を除く。)は、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表するまでの間に調査事案が外部に漏洩していた場合は、不正使用等が行われなかったこと、被通報者の氏名及び所属並びに調査結果等を公表する。
 - 3 理事長は、調査委員会において通報が悪意に基づくものであるとの認定が確定した場合は、通報者の氏名及び所属を公表する。

(秘密の保持等)

- 第30条 通報者及び被通報者等は、調査を受けたことにより知り得た情報を、他に漏らしてはならない。
- 2 統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス副推進責任者は、受付窓口寄せられた通報の通報者及び被通報者の氏名及び所属等、通報内容並びに調査内容等について、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底しなければならない。

- 3 調査委員会の委員、調査員及び第24条第2項ただし書の規定により調査委員会に代わって再調査を行わせる者（以下「委員等」という。）は、調査等を行うに当たっては、通報者が了承したときを除き、調査関係者以外の者及び被通報者等に通報者が特定されないよう周到に配慮しなければならない。
- 4 調査委員会の委員等は、調査等により知り得た情報を、他に漏らしてはならない。

（規定の準用）

第31条 理事長は、次に掲げる場合には、受付窓口に通報があったものとみなして、第16条から前条までの規定を適用して取り扱う。

- （1）通報によらず、協会自ら、又は会計検査院等の他の機関からの通知、指摘等若しくは報道により不正使用等があること、又はその疑いがあることを知ったとき。
- （2）国又は協会以外の機関等から不正使用等に係る通報についての回付があったとき。

第5章 不正使用等防止計画の策定、実施等

（防止計画推進部署の設置等）

第32条 協会に、統括管理責任者の指揮の下、協会全体の観点から不正防止計画の推進を図る部署（以下「防止計画推進部署」という。）を置く。

- 2 防止計画推進部署は、総務部総務主幹（監査）とする。

（不正使用等防止計画の策定等）

第33条 防止計画推進部署は、コンプライアンス副推進責任者と連携及び協力しつつ、不正使用等を発生させる要因を把握し、その要因に対応する具体的な不正使用等防止計画案を策定し、統括管理責任者を通じて、理事会に諮るものとする。

（不正使用等防止計画の実施）

第34条 コンプライアンス推進責任者は、不正使用等が生じにくいように、防止計画推進部署と協力しつつ、主体的に不正使用等防止計画を実施するものとする。

（自己点検）

第35条 防止計画推進部署は、事業年度ごとに、協会全体の不正使用等防止計画の実施状況を取りまとめ、統括管理責任者を通じて、その結果を理事会に報告するものとする。

第6章 情報の発信・共有化の推進

（相談窓口の設置）

第36条 協会に、研究費に係る事務処理手続及び使用ルールに関する協会内外からの相談を受け付ける相談窓口を置く。

2 相談窓口は、総務部長とし、協会内外からの相談を受け付ける。

(情報の公表)

第37条 協会内外に積極的に情報発信するため、協会が定める不正使用等防止に関する基本方針やこの規程等は、協会のウェブサイト等で公表する。

第7章 雑 則

(その他の事項)

第38条 この規程に定めるもののほか、協会における研究費の不正使用等の防止に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行日)

この規程は、令和3年3月18日から施行する。

別紙様式 1 (第 1 1 条第 2 項関係)

研修等実施状況報告書

記載者名：_____

【研修】

実施年月日	実施場所	対象者数	受講者数	備考

【理解度調査】

対象者数	回答者数	正解率(%)					備考
		100	90	80	70	未満	

注)

- 1 「実施場所」には、実施した会議室等を記入して下さい。
- 2 「回答者数」は、研修等を受講者した者のうち理解度調査の回答を行った数を記入して下さい。
- 3 「正解率」欄は、人数（回答者数の内数）を記載して下さい。また、「未満」欄は、70%未満の人数を記載して下さい。

別紙様式 2（第 1 2 条第 1 項関係）

誓 約 書

公益社団法人
農林水産・食品産業技術振興協会
理 事 長 ○ ○ ○ ○ 殿

私は、研究費（競争的資金、補助金・委託費等の外部資金、会費収入）の管理・運営に関して、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

- 1 法令及び協会が定める諸規程を遵守すること。
- 2 研究費の不正使用（故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は外部資金の交付の内容やこれに附された条件に違反した使用）及び不正受給（偽りその他不正な手段による研究費の受給）を自ら行わないこと、不正使用及び不正受給に荷担しないこと並びに他の職員に対して不正使用及び不正受給をさせないこと。
- 3 法令及び協会が定める諸規程に違反して、不正使用及び不正受給を行った場合は、協会や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること。

令和 年 月 日

所 属 公益社団法人
農林水産・食品産業技術振興協会
○○部○○

氏 名 ○ ○ ○ ○

印

別紙様式3（第12条第3項関係）

誓 約 書

当社（当法人）は、公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会（以下「協会」という。）との取引に当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

1. 協会会計規程、協会共通管理費経理取扱い内規及び協会研究費の不正使用等の防止に関する規程を遵守するとともに、不正に関与しないこと。
2. 協会内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
3. 不正が認められた場合は、協会における物品供給等契約に係る取引停止等の取扱い内規に定める取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
4. 協会職員（正職員、契約職員）から不正な行為の依頼等があった場合には、協会研究費不正使用に関する通報窓口（総務部長）に連絡すること。

令和 年 月 日

公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会理事長 殿

（住 所）
（社 名）

(代表者役職・氏名)

㊟